

安城市
自治基本条例
を考える
市民会議



みんなの思いをまとめよう！

これまでの思いをカタチに

こんにちは！忘年会や新年を迎える準備とみなさんの周囲も少しあわただしく、まさに師走！という様子ではないでしょうか。

あんき会では、前回お伝えしたステップ2終了後、ステップ3へ！これまでの意見をまとめた「素案のたたき台」を元に検討を続けてきました。

そして、11月19日にこれまでのあんき会の議論を集約したかたちで「(仮称)安城市自治基本条例素案」を安城市長へ提言しました！

今後も審議会での話し合いや、市民のみなさんの声も伺いながら、検討が進められる予定です。素案へのご意見もお待ちしております。

昨年12月からあんき会の話し合いは始まり、ちょうど1年が経ちました。今後、市民のみなさんに自治基本条例を知ってもらえるようあんき会での検討作業や活動も続けていきますので、ご期待下さい。



STEP3「素案のたたき台」検討

論点をしばって話し合おう！

第13～17回
あんき会
2008/9～11

ステップ3はこれまでのたくさんの意見を収斂させるステップ。「難しい～！」という声も聞かれましたが、色カードを挙げてみんなの意向を確認しながら議論が進みました。

発行／安城市自治基本条例を考える市民会議
事務局／安城市企画政策課
TEL(0566)76-1111 FAX(0566)76-1112
MAIL:kikaku@city.anjo.aichi.jp
HOME:http://www.city.anjo.aichi.jp/

- あんき会やかわらばんへのご意見・ご感想は、メール・電話・FAXにて募集中です！
- 各回ごとのまとめなどを見ることができるホームページも是非ご覧下さい！安城市トップページから各課のページ⇒企画政策課のページへ！

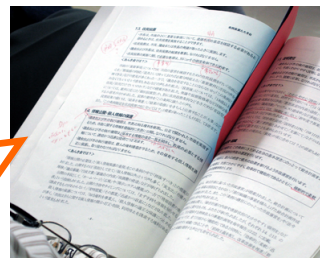
第13回 9月22日(月)

まずはこれまでのあんき会での「思い」や「アイデア」をつむいだ「素案のたたき台」をじっくり確認&みんなで共有！



後半は、「素案のたたき台」について「評価できる」と「改善した方がいいところ」を一人ずつ発表しました。

「素案のたたき台」には案文+「あんき会ではこんな意見が出たよ」という解説がついています。



第14回 10月9日(木)

グループごとで座っていた前回までとは変わって車座で話し合いをしました。

「条例のホネグミ・構成」や「危機管理」「出資団体」などの追加項目の可否、「住民投票」「市民参加」の項目について次々と意見が出されました！



第16回 11月5日(水)

時間が足りないという声を受けて急遽追加開催されました！「前文」と「用語の定義」について話し合いをしました。旗揚げゲーム&全体トーク最終回！前文も用語の定義も全体に関わる大事な項目ということで盛り上がりました。



ひとことアンケート

(第13回) 条例素案のたたき台を元に参加者全員の意見を出し合えてとてもよかったと思う／“たたき台”としてはガンバッタと思います。内容的に更にレベルアップしていきたいと思います／より分かりやすく、読みやすい条文にしたいと思います。

(第14回) 色々な意見が聞かれてよかった／決めていく手法で進めてよかったと思います。赤と青のカードでみんなの意見がすぐ分かってよかった／人の意見はいろいろで対立する意見はまとまらないので、残す意見と削る意見を選択することがとても困難。

(第15回) 議論が白熱し、良い方向だと思えます／大変良かった。Yes・Noの数が近づいている意見は併記すべきである／やはり条例である為、不可能と思われる文語はのぞくことも考えていただきたい／核心にせまり、判断がつかないことが多かった。

(第16回) 賛成派、反対派、双方の意見が飛び交い、活発な議論がされていると思います。／一人一人の「想い」があり、なかなか意見が集約できない。最大公約数でこまかいこだわりは捨てたほうがよい。

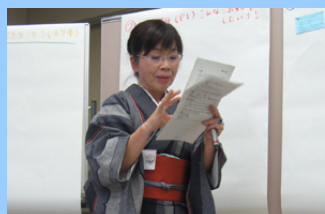
第15回 10月22日(水)

前回に引き続き旗揚げゲーム&全体トーク！「出資団体」「条例の位置づけ・見直し」「自治の基本原則」「市民の権利」「情報公開」などの項目について論点を絞って話し合いをしました！



第17回 11月13日(木)

「素案のたたき台修正案」を確認後、「これだけは言っておきたいこと！」とステップ4に向けて「PI でこんな活動をしたい」「わたしにできること」をテーマに一人ずつスピーチ！



裏面へ続く



いよいよ
あんき会素案
市長へ提言！



NEWS!

あんき会素案を提言しました！

このかわらばん News で様子をお伝えしていたように、安城市自治基本条例を考える市民会議（あんき会）では、これまでに17回の市民会議を開催してきました。昨年の12月から約1年間、自治基本条例について話し合いを重ね、ついに「(仮称) 安城市自治基本条例素案」をとりまとめました！そして、この思いの詰まった条例素案を11月19日(水)、安城市長へ提言しました。



神谷学市長に素案を手渡すあんき会代表

Q: あんき会の提言した「(仮称) 安城市自治基本条例素案」ってどんな内容なの？

全体の構成

1. 前文
2. 目的
3. 用語の定義
4. 条例の位置づけ
5. 自治の基本原則
6. 市民の権利
7. 市民の役割と責務
8. 議会の役割と責務
9. 市長の役割と責務
10. 職員の役割と責務
11. 市民参加
12. コミュニティ
13. 住民投票
14. 情報公開・個人情報の保護
15. 説明責任
16. 市政運営・組織
17. 行政評価
18. 財政運営
19. 連携
20. 条例の見直し
21. 推進委員会の設置
22. 危機管理

追加

追加

「(仮称) 安城市自治基本条例素案」は、左のように22項目から構成されています。「21. 推進委員会の設置」「22. 危機管理」は以前にご紹介した「自治の木「あんき」～条例のホネグミ案」には入っておらず追加されました。安城市の自治の「基本」に関わる要素をみんなで共有できるよう、なるべくわかりやすい表現を用いて文章としています。全ての文章をここではご紹介できませんが、あんき会でも思い入れの強かった前文を下に例示します。条例素案には条文とあわせてあんき会での経緯も記していますので是非ご覧下さい。

★あんき会素案の全文は安城市ホームページにてご覧いただけます！是非、ご覧下さい。
安城市トップページ (<http://www.city.anjo.aichi.jp/>) ⇒各課のページ ⇒企画政策課のページへ！

1.前文

わたしたちのまち安城市は、先人の開拓者精神により碧海台地に引いた明治用水の豊かな水にはぐくまれ、「日本デンマーク」と呼ばれるほど農業先進地として知られています。また、恵まれた地理的条件から都市化・工業化も進み、農・工・商バランスのとれたまちとして発展してきました。

わたしたちは、この美しい水とみどり、田園風景、進取の気風や共存共栄の精神など、先人が築き、たゆまぬ努力を持って守り育ててきた安城市の誇りや財産を、未来を担う子どもたちへ引き継ぎたいと願っています。(引き継ぎ、持続可能な社会を目指します。)

そのためには、わたしたちひとりひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することが必要です。

わたしたちは、市民が主役の自治の実現を基本理念と掲げ、だれもが幸せに暮らし続けられるまちを築くため、ここに最高規範として、安城市自治基本条例をさだめます。

Q: この素案で自治基本条例はもう完成？ 今後のスケジュールは？

(仮称) 安城市自治基本条例の検討作業は、素案をもとに今後も継続しておこなわれます。

まず、安城市自治基本条例を考える市民会議（あんき会）が提言した「素案」は、あんき会メンバーの思いがぎゅっと詰まったものですが市役所や法律の専門家がつくったわけではないので、条例としての言葉の使い方等は整っていません。今後、「条例案」として成立するようじゅうぶん精査する必要があります。

また、安城市では各種団体の代表者や学識経験者、議員等で構成される審議会や、市役所内でもプロジェクトチームを構成し、素案をもとに自治基本条例についての話し合いを進めています。

さらに、あんき会ではPI (パブリックインボルブメント) に重点を置き、市民のみなさんへの周知と意見を集める作業も進めます。そして2009年5月にパブリックコメントを実施し、例規審査会を経て2009年9月に議会上程される予定です。当初2009年3月を目標としていましたが、まだまだ市民の方や色々な方の意見を聞く必要があり、スケジュールが少し延長されています。

自治基本条例策定スケジュール

(※今後、議論の進捗等により変更もあります。)

2008年 11月

「(仮称) 安城市自治基本条例素案」提言



あんき会 …… PI実施に向けた検討&実施！
審議会 …… 各種団体・学識経験者等による検討
庁内プロジェクトチーム …… 庁内意見のとりまとめ

パブリックコメント用条例素案の完成

2009年 5月

パブリックコメント実施

2009年 7月

例規審査会

2009年 9月

条例案 議会上程



第5回 安城市自治基本条例策定審議会

2009年1月13日(火) 午前10時00分～12時00分

安城市役所 第10会議室

第19回 あんき会 STEP4 審議会報告！& PI作戦会議

2009年1月29日(木) 午後6時45分～8時45分

安城市文化センター講座室

各回とも傍聴できます！！ご希望の方は各開催日の前日までに、事務局：(0566)-76-1111 企画政策課企画政策係 までご連絡ください。

表面も
見てね！



こちらは
裏面